

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成28年6月9日

証 拠 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



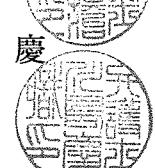
同

濱 松 慎



同

川 島



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第111号証

証拠の標目	女川原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震時等に取得された地震観測記録のはぎとり解析結果（概要） (東北電力ウェブサイト https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/topics/_icsFiles/afieldfile/2011/12/09/11120903_ohg02b.pdf https://www.tohoku-epco.co.jp/news/atom/topics/_icsFiles/afieldfile/2011/12/09/11120903_ohg03s.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年12月9日
作成者	東北電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	本書証は、東北電力株式会社が作成した、平成23年東北地方太平洋沖地震時等に女川原子力発電所において取得された地震観測記録のはぎとり解析結果についてのプレスリリース資料である（はぎとり解析の意義については「(参考) 敷地地盤の地震観測記録のはぎ

	<p>とり解析の概要」参照)。</p> <p>本書証によって、東北地方太平洋沖地震による女川原子力発電所の解放基盤表面における最大加速度は 63.6 ガルであること（準備書面(22)第 1 章第 3 の 2(16 頁)）を明らかにする。</p>
--	--

乙B第112号証

証拠の標目	原子力発電所の耐震設計 機器の応答と安全余裕 (エネルギーレビュー2011年10月号所収) [49ないし53頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成23年9月20日
作 成 者	岡本孝司
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、日本原子力学会「東京電力福島第一原子力発電所事故に関する調査委員会」委員等を歴任した岡本孝司・東京大学大学院教授が、東北地方太平洋沖地震の地震動による東京電力福島第一原子力発電所への影響について論じたものである。</p> <p>本書証によって、仮に基準地震動を上回る地震動が到来した場合においても、原子力発電所の安全上重要な機器には耐震安全上の余裕が確保されていること（準備書面⑫第2章第3の5（55ないし62頁）、準備書面⑯第2章（5ないし28頁）、準備書面(22)第1章第3の2（16頁））を明らかにする。</p>

乙B第113号証

証拠の標目	敷地内断層評価の背景と実施の経緯 (エネルギーレビュー2014年2月号所収) [7, 8頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年1月20日
作 成 者	山崎晴雄, 鈴木義和
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、変動地形学の専門家である山崎晴雄・首都大学東京教授らが、原子力安全規制における活断層の取扱い等について論じたものである。</p> <p>本書証によって、断層変位による原子力発電所への具体的危険性を検討するためには、断層活動によりどの程度の変位、変形が生じ、その結果、当該原子力発電所において当該変位や変形の影響が建屋や機器に及ぶことによりいかなる安全機能を損なわせ、放射性物質の大量放出に至るかを検討する必要があること（準備書面(22)第1章第4の2（19頁）：本書証8頁）を明らかにする。</p>

乙B第114号証

証拠の標目	原子力発電所敷地内断層の変位に対する評価の基本的な考え方 (エネルギーレビュー2013年11月号所収) [38ないし41頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年10月20日
作 成 者	伊藤裕之
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、一般社団法人原子力安全推進協会が作成・公表した「原子力発電所敷地内断層の変位に対する評価手法に関する調査・検討報告書」の概要を論じたものである。</p> <p>本書証によって、断層変位による原子力発電所への具体的危険性を検討するためには、断層活動によりどの程度の変位、変形が生じ、その結果、当該原子力発電所において当該変位や変形の影響が建屋や機器に及ぶことによりいかなる安全機能を損なわせ、放射性物質の大量放出に至るかを検討する必要があること（準備書面(22)第1章第4の2（19頁）：本書証41頁）を明らかにする。</p>

乙B第115号証

証拠の標目	石川和男の霞が関政策総研第51回「活断層の評価で判明した規制委の矛盾とあきれた強弁」 (ダイヤモンド社ウェブサイト http://diamond.jp/articles/-/76382 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年8月10日
作成者	石川和男
立証趣旨 【分類③】	本書証は、元政策研究大学院大学客員教授である筆者が、敷地内破碎帯調査等の原子力規制委員会の活動について論じたものである。 本書証によって、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、法的位置付けが不明確であるなど、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査とは到底同視し得ないものであること（準備書面(20)第4の1（26ないし28頁）、準備書面(22)第1章第4の2（19, 20頁））を明らかにする。

乙B第116号証

証拠の標目	原子力事業をダメにする規制委員会の「ガラパゴス学者」 [WILL 2015年7月号所収] (204ないし211頁, 奥付)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年7月1日
作 成 者	石井孝明
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、ジャーナリストである筆者が、新規制基準適合性審査や敷地内破碎帯調査等の原子力規制委員会の活動について論じたものである。</p> <p>本書証によって、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、構成員の選定に当たり、これまで原子力発電所の安全審査に携わってきた経験豊富な学識経験者が、対象施設や事業者との関わり等を一切考慮することなく一律に排除されるなどの問題があり、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査とは到底同視し得ないものであること（準備書面(20)第4の1（26ないし28頁）、準備書面(22)第1章第4の2（19, 20頁）：本書証208, 209頁）を明らかにする。</p>

乙B第117号証

証拠の標目	独断専行で過つか、原子力政策 [週刊新潮 2013年7月11日号所収] (櫻井よしこオフィシャルサイト http://yoshiko-sakurai.jp/2013/07/11/4790 よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年7月11日
作成者	櫻井よしこ
立証趣旨 【分類③】	本書証は、ジャーナリストである筆者が、敷地内破碎帯調査等の原子力規制委員会の活動について論じたものである。 本書証によって、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、構成員の選定に当たり、これまで原子力発電所の安全審査に携わってきた経験豊富な学識経験者が、対象施設や事業者との関わり等を一切考慮することなく一律に排除されるなどの問題があり、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査とは到底同視し得ないものであること（準備書面(20)第4の1（26ないし28頁）、準備書面(22)第1章第4の2（19、20頁））を明らかにする。

乙B第118号証

証拠の標目	発電所の運転・建設年報（抜粋） (福井県原子力安全対策課ウェブサイト http://www.atom.pref.fukui.jp/data/h26/no4.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年10月
作 成 者	福井県原子力安全対策課
立 証 趣 旨 【分類①】	<p>本書証は、福井県原子力安全対策課が作成した、同県内の原子力発電所の運転状況等に関する資料である。</p> <p>本書証によって、関西電力高浜発電所2号機運転差止訴訟（大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号17頁、請求棄却。控訴なし、確定）の係属当時、同2号機は第13回定期検査を終了し（平成5年3月18日）、第14回定期検査の開始（平成6年1月5日）に至るまで営業運転を継続していたこと（準備書面(22)第2章第2の1（23頁））を明らかにする。</p>